

大学共同利用機関法人自然科学研究機構第4期中期目標及び中期計画等検討委員会規程

令和2年9月24日

自機規程第129号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第13条の規定に基づき、第4期中期目標及び中期計画等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見の取りまとめに関すること。
- 二 中期計画の策定に関すること。
- 三 年度計画の策定に関すること。
- 四 その他中期目標及び中期計画等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長が指名する理事又は副機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 機関の副台長、副所長及び分子科学研究所の研究総主幹。ただし、副台長にあつては、国立天文台長が指名する者
- 二 機関の長が推薦する者 各1名
- 三 その他機構長が必要と認めた者 若干名

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局企画連携課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年9月24日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。